

令和5年4月11日

各 部 課 長 様

議 会 事 務 局 長

閉会中の常任委員会運営申し合わせ事項等について

標記の申し合わせ事項について、各常任委員会で下記のとおり決まりましたのでご連絡いたします。

(議事課議事係)

記

1 申し合わせ事項

(1) 委員会の開催について

常任委員会は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、定例会開催月(6月、9月、12月、3月)は除く。
なお、議題が多い場合は月1回にこだわらないこととし、また議題がない場合は中止の連絡を行うこととする。

(2) 委員会の議題について

各委員会は委員会条例に基づき、その所管事務について調査するものとしているので、当該委員会の所管する範囲での議題とする。

各常任委員会は、議決された閉会中の継続調査事件の調査研究を行う。

その他の議題は、当局からの行政報告、及び委員から当局に報告・説明を求める事項等とする。

なお、委員から当局に報告・説明を求める事項については、委員会開催3日前までにあらかじめ委員長に申し出て、委員長が当局と調整する。

(3) 当局出席者について

当局の出席者は、議題に直接関係する部課長等とする。

ただし、所管部長は他に特別の所用がある場合を除き、出席するものとする。

(4) 日程調整について

委員会の日程は、正副委員長が各委員や必要に応じ当局とも調整の上決定することとする。

原則として、次回の委員会の日程は、当該委員会で決めることとする。

2 事務局からの連絡事項

(1) 委員会議題の報告について

委員会の報告議題については、委員あて招集通知を1週間前に送付しますので、10日前までに事務局へ文書で報告願います。なお、資料は原則として3日前に各委員に配付することとしていますので、よろしく願います。

(2) 議員の出席を伴う会議等の通知について

当局主催の会議等に議員が出席する場合、議会の行事との日程調整上必要ですので、あらかじめ議員あて通知の写しを総務課総務係へ送付願います。